

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金(以下「補助金」という。)については、宇都宮市補助金等交付規則(昭和41年規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、地域の団体が主体的に取り組む活動や介護予防自主グループなどによる身近な運動の場が安定的に継続して提供されるよう、当該団体に対して補助金を交付するものとし、介護予防・日常生活支援総合事業において、高齢者の状況に応じた多様で柔軟なサービスを訪問により提供すること(以下「訪問型サービスB」という。)及び通所により提供すること(以下「通所型サービスB」という。)を目的とする。

(サービス事業対象者)

第3条 訪問型サービスB及び通所型サービスB(以下「サービス事業」という。)を受けることができる者(以下「サービス事業対象者」という。)は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第53条第1項の居宅要支援被保険者又は介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)第140条の62の4第2号に該当する事業対象者又は宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第5条第3号に該当する者であって、介護予防ケアマネジメントによる介護予防サービス・支援計画又は介護予防支援による介護予防サービス計画又は居宅介護支援による居宅サービス計画が作成された当該対象者とする。

(登録団体)

第4条 サービス事業を実施することができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体であって、1年以上の活動実績を有するものとする。ただし、活動実績が1年未満の団体であっても、活動の実施体制が整備されていると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 自治会、地区社会福祉協議会等地域住民組織である公共的団体
- (2) 宇都宮市社会福祉協議会ボランティアセンターの登録団体
- (3) 宇都宮市まちづくりセンターの登録団体

- (4) 特定非営利活動法人
- (5) 社会福祉法人
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する団体

2 サービス事業を実施しようとする者は、実施団体登録申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 団体の定款又は会則
- (2) 団体の役員名簿
- (3) 団体の当該年度及び前年度の事業計画書
- (4) 団体の当該年度及び前年度の収支予算書
- (5) 団体の要件等に関する誓約書
- (6) サービス事業に係る従事者名簿
- (7) サービス事業に係る当該年度の事業計画書
- (8) サービス事業に係る当該年度の収支計画書
- (9) 地区別サービス内容報告書（地域包括支援センターとの協議に基づくもので、訪問型サービスBに限る。）
- (10) 会場の平面図及び周辺図（通所型サービスBに限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その申請の適否を審査し、適正にサービス事業の実施ができると認めた場合には、登録団体名簿に記載の上、当該申請者に対し、登録決定通知書により通知するものとする。

4 前項の登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が第2項の申請事項を変更したとき、又はサービス事業を中止若しくは廃止するときは、その旨を市長に届けなければならない。

5 登録団体が次の年度も継続してサービス事業を実施しようとする場合は、次の年度の5月31日までに、サービス事業に係るその年度の事業計画書及び収支計画書を市長に提出しなければならない。

6 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該登録を抹消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- (2) 登録団体が第1項の団体でなくなったとき。

- (3) 登録団体がサービス事業の実施に当たり、不正又は著しく不当な行為を行ったとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(補助事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (2) 営利事業又はこれに類するもの
- (3) 当該事業について、市から他の類似の補助金の交付を受けているもの

2 前項第3号の規定にかかわらず、他の類似の補助金の交付額が、第7条の補助金の額の限度を超えない場合は、第7条の補助金の額から当該交付額を差し引いた額の範囲内で、補助の対象とすることができる。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、別表第3に定めるとおりとする。

(申請の期限)

第8条 規則第3条第1項に規定する申請の期限は、次の各号に掲げる補助対象経費に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 別表第2第1項に規定する訪問型サービスBに係る経費 サービス事業を実施した月の翌月末日（3月にサービス事業を実施した場合はその月の31日）
- (2) 別表第2第2項各号に規定する通所型サービスBに係る経費 サービス事業を開始しようとする日（通所型サービスBの運営費であって、登録団体が次の年度も継続してサービス事業を実施しようとする場合は、その年度の5月31日）

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする登録団体（以下「申請人」という。）は、規則で定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事設計書及び工事見積書の写し（通所型サービスBの改修費に限る。）
- (2) 位置図（通所型サービスBの改修費に限る。）
- (3) 建物所有者の同意書（通所型サービスBの改修費に限る。）
- (4) 購入物品及びその金額が分かるもの（通所型サービスBの物品等購入費に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、次の各号に掲げる補助金の交付申請については、その申請に係る交付決定の日から1年以内であって、その申請人に対して交付した補助金の合計額がそれぞれ当該各号に定める額を超えない場合に限り、再度の申請をすることができるものとする。

(1) 別表第3第2項第1号に規定する通所型サービスBの改修費 同号に定める額

(2) 別表第3第2項第2号に規定する通所型サービスBの物品等購入費 同号に定める額

3 市長は、第1項の申請書に記載すべき事項の一部又は同項各号に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、規則第6条の規定により通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(変更等の届出)

第11条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更、補助事業の中止又は廃止をするときは、補助事業等変更・中止・廃止申請書を市長に提出するものとする。ただし、市長が軽微な変更と認められた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定により申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、補助金等変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 訪問型サービスBに係る補助金又は通所型サービスBの事業の立ち上げに係る補助金は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助事業者の請求により交付する。

2 通所型サービスBの事業の運営に係る補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助事業者の請求に基づき、当該交付決定額の全額を交付し、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算するものとする。

(利用料等)

第13条 補助事業者は、当該事業を利用した対象者に対し、利用料等を請求することが

できる。

2 前項の利用料等の請求において、訪問型サービスBの提供の際に交通費等の実費が生じたときは、利用者から当該実費に相当する金額を徴することができる。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による訪問型サービスBに係る実績報告は、サービス事業を実施した月の翌月末日（3月にサービスを実施した場合は、翌月15日）までに、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（訪問型サービスBの提供がなされたことの確認ができるものとする。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 規則第12条の規定による通所型サービスBに係る実績報告は、次項に定める期日までに、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 補助事業の活動内容が分かる印刷物、写真等
- (4) 事業に係る領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 通所型サービスBに係る実績報告書の提出期限は、次の各号に掲げる期日のうち、いずれか早い日とする。

- (1) 補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過する日
- (2) 補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月15日

(書類の保管)

第15条 補助事業者は、事業日誌、利用者名簿、経理状況を明らかにした帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）を整備するものとする。

2 証拠書類等は、当該補助事業が完了する日の属する年度の終了後3年間保存しなければならない。

(検査等)

第16条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(様式)

第17条 この要綱で規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第18条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（平成29年2月28日告示第71-6号）

平成29年4月1日から適用する。

改正文（平成30年3月29日告示第116号）

平成30年4月1日から適用する。ただし、別表第3第1項の改正規定中「し、同条第2項の規定に該当する場合は「100分の70」と」の部分は、平成30年8月1日から適用する。

改正文（平成31年3月29日告示第112号）

平成31年4月1日から適用する。

改正文（令和3年3月26日告示第104号）

令和3年4月1日から適用する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助事業名	補助事業の内容
1 訪問型サービス B	<p>サービス事業対象者に対し、安否確認及び掃除、草取り、ごみ出し等の清潔の保持を目的とする簡単な生活援助を提供するサービス（以下「基本サービス」という。）並びにサービス事業対象者との合意により基本サービスと併せて提供する傾聴、新聞朗読、買い物等の簡単な生活援助を提供するサービスで、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>(1) 1 回の所要時間が 30 分程度のサービスの提供を週 1 回程度又は月 2 回程度実施するもの</p> <p>(2) 1 回の所要時間が 1 時間程度のサービスの提供を月 2 回程度実施するもの</p>
2 通所型サービス B	<p>サービス事業対象者に対し、施設等において健康・運動の場を提供するサービスで、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>(1) 原則月 2 回以上実施するもの</p> <p>(2) 1 回の開催時間が概ね 2 時間以上であるもの</p>

別表第 2（第 6 条関係）

補助事業区分	補助対象経費
1 訪問型サービス B	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める費用</p> <p>(1) サービス提供費 30 分程度のサービスの提供 1 回につき 500 円又は 1 時間程度のサービスの提供 1 回につき 1,000 円とし、サービスを提供した月ごとに合計した額</p> <p>(2) 事務運営費 サービスを提供した月ごとに 1,000 円</p>
2 通所型サービス B	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定</p>

	<p>める費用</p> <p>(1) 改修費 通所型サービスBの事業を開始するための建物の改修に要した費用（事業の開始に要する費用であって、その補助の交付決定の日から1年以内に生じたものに限る。）</p> <p>(2) 物品等購入費 机，椅子，ロッカー，電化製品その他の通所型サービスBの事業を開始するための物品等の購入に要した費用（事業の開始に要する費用であって、その補助の交付決定の日から1年以内に生じたものに限る。）</p> <p>(3) 運営費 光熱水費，通信費，資料代，その他の通所型サービスBの事業の運営に要した費用（1年度ごとの費用に限る。）</p>
--	--

別表第3（第7条，第9条関係）

補助事業区分	補助金額
1 訪問型サービスB	<p>サービス提供費に「100分の90」（利用者が法第59条の2第1項の規定に該当する場合は「100分の80」とし，同条第2項の規定に該当する場合は「100分の70」とする。）を乗じて得た額に，事務運営費を加えた額</p>
2 通所型サービスB	<p>補助対象経費に相当する額。ただし，その額が次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額を超えるときは，当該各号に定める額（第9条第2項の規定による再度の交付申請の場合にあっては，当該各号に定める額からその申請人に対して交付した補助金の合計額を差し引いた額。）</p> <p>(1) 改修費 250,000円</p> <p>(2) 物品等購入費 25,000円</p> <p>(3) 1年度につき30,000円</p>